

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

(管財課)

ページ
一

号外(八) 平成二十四年四月一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程(昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

別表郡上総合庁舎の項及び下呂総合庁舎の項中「会計指導担当」を「会計指導係」に改め、同表産業技術センターの項中「総務課長」を「所長」に改め、同表機械材料研究所の項中「機械材料研究所」を「工業技術研究所」に改め、同表南飛騨健康増進センターの項中「政策企画担当」を「政策企画係」に改め、同表国際園芸アカデミーの項の次に次のように加える。

森林研究所

美濃市曾代

所長

別表八幡町小野職員アパートの項及び小川職員アパートの項中「会計指導担当」を「会計指導係」に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成二十四年四月一日

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社